

半田市都市計画マスタープラン及び半田市立地適正化計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき市町村が定める都市計画に関する基本的な方針として、半田市都市計画マスタープラン及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条の規定に基づき市町村が作成する半田市立地適正化計画の中間年における改定(以下「改定」という。)を行うため、半田市都市計画マスタープラン及び半田市立地適正化計画改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 改定案の調整及び決定に関する事項
- (2) その他改定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体代表
- (3) 市民の代表
- (4) 行政機関の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、14名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から半田市都市計画マスタープラン及び半田市立地適正化計画を公表する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(改定部会の設置)

第7条 委員会の補助機関として、半田市都市計画マスタープラン及び半田市立地適正化計画改定部会（以下「改定部会」という。）を設置する。

2 改定部会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 改定案の策定に関する事項

(2) 改定にかかる重点課題の調整事項

(3) その他必要事項の検討事項

3 改定部会は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 改定部会の部会長は、委員長が指名する。

5 改定部会において、必要と認められる場合は、議事に関係のあるものに対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び改定部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、半田市都市計画マスタープラン及び半田市立地適正化計画を公表した翌日からその効力を失う。

別表（第7条関係）

企画部長、総務部長、市民経済部長、建設部長、水道部長、防災監、企画課長、産業課長、環境課長、土木課長、都市計画課長、市街地整備課長、建築課長、下水道課長
--

(計14名)